

市民等による まちづくり提案制度

狛江市まちづくり条例（以下「条例」といいます）は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的としています。

条例では、協働による望ましいまちづくりを推進するために、市民の皆さんによる提案制度を定めています。

まちづくり提案制度フロー	1 ページ
1 まちづくりグループ	2 ページ
2 地区まちづくり協議会	3 ページ
3 テーマ型まちづくり協議会	5 ページ
4 まちづくりへの支援	6 ページ
5 法定制度等の活用	6 ページ
6 その他	7 ページ
※ 申請書	

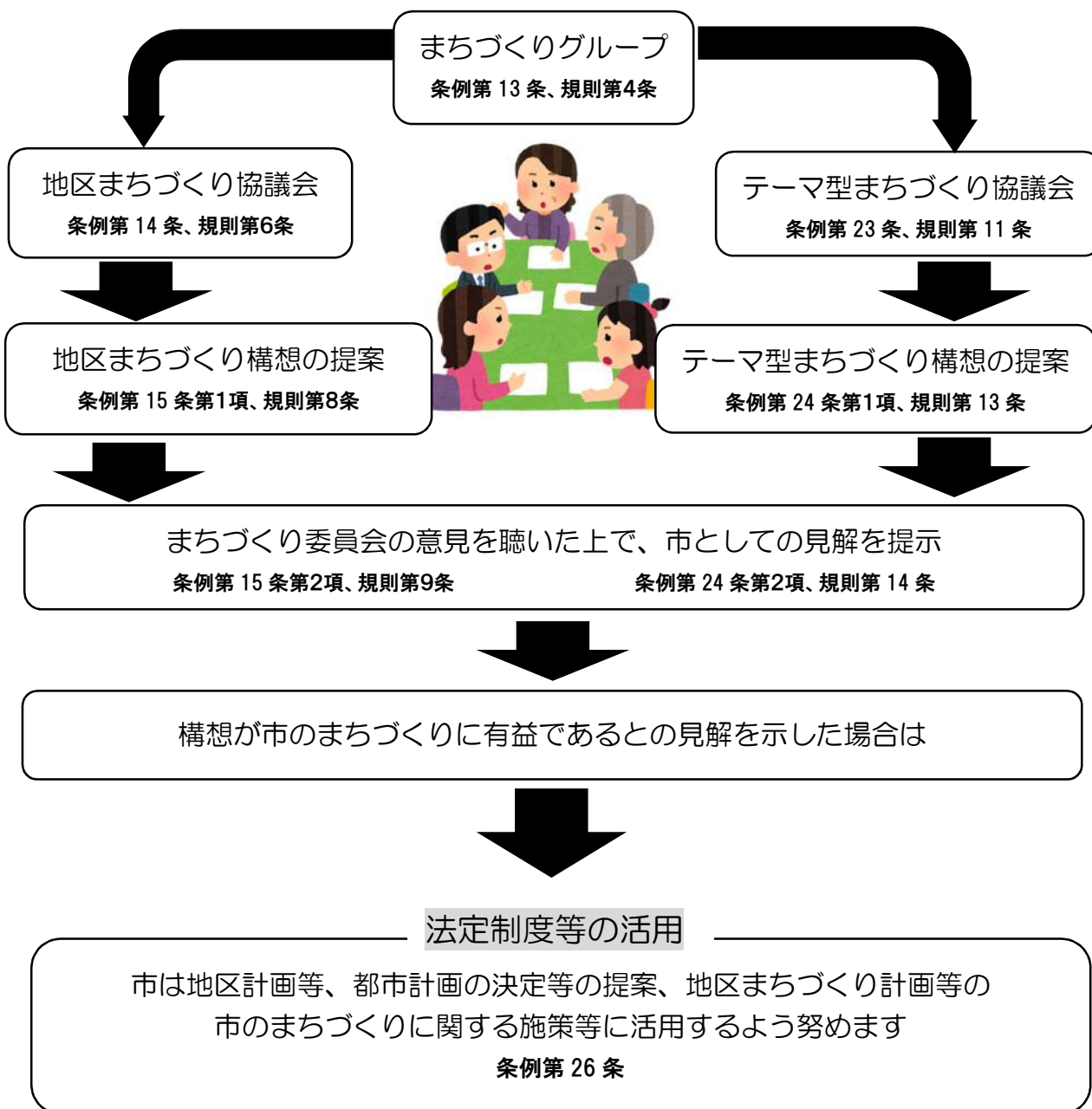


問合せ：狛江市都市建設部まちづくり推進課まちづくり推進担当

電話：03-3430-1305

メール：machisuit01@city.komae.lg.jp

まちづくり提案制度フロー



※地区まちづくり協議会は、地区計画等の住民提案の申出等、都市計画の決定等の提案をすることができます(条例第28条、条例第32条)

1 まちづくりグループ

まちづくりに関する考えや意見を持った者が集まり、次のような活動を行うために学習・意見交換等を行う場合に、まちづくりグループとして市に登録の申請ができます。

- ①ある地区において、その地区の特性に合った基準若しくはルールの導入又は当該地区のまちづくりに関する目標若しくは土地利用に関する事項を定めようとする活動
- ②まちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観形成その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動

申請後、次の要件に該当している場合は、まちづくりグループとして登録します。

【まちづくりグループの登録要件】

- ①5名以上の市民等で構成されていること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ③活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ④その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容でないこと。

【まちづくりグループとして市に登録されると】

- ◇活動に対して、支援を受けることができます。
- ◇グループの活動内容について、その活動の対象となっている範囲の市民に説明し、理解を得るよう努めるものとします。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、まちづくりグループに対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇まちづくりグループの登録期間は、登録の日から2年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。



2 地区まちづくり協議会

地区の市民等は、その地区の特性に合った基準、ルールの導入、その地区のまちづくりに関する目標、その地区の土地利用に関する事項を定めることを目的に、地区まちづくり協議会として認定を申請することができます。申請の後、狛江市まちづくり委員会において、申請内容等について意見を聴いた上で、次の要件に該当する場合、市は地区まちづくり協議会として認定をします。

【地区まちづくり協議会の認定要件】

- ①協議会を構成する人数が10名以上であり、かつ、その過半数が地区の住民であること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ③協議会の活動地区内において、既に地区まちづくり協議会として認定されている団体がないこと。
- ④活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ⑤協議会を構成する者が地区の一部に偏ることなく、概ね活動地区内全体からの地区住民の参加があること。
- ⑥会則に役員、会計及び団体に所属していない地区住民の当該団体への加入の機会を保障する旨の定めがあること。
- ⑦活動の目的及び内容について、その団体に所属していない地区住民に対し、十分な説明や意見聴取を行っていること。
- ⑧その他市長が不適切であると認める活動の目的及び内容ではないこと。

【地区まちづくり協議会として市に認定されると】

- ◇活動に対して支援を受けることができます。
- ◇活動の内容について、その活動の対象となっている地区の他の市民等に説明し、理解を得よう努めます。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇地区まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。
- ◇地区まちづくり構想の提案ができます。
- ◇都市計画法に基づく地区計画等の住民提案の申出ができます。
- ◇都市計画法に基づく都市計画の決定等の提案をすることができます。

【地区まちづくり構想の提案】

地区まちづくり協議会は、その地区の土地利用に関する事項を定めた、地区まちづくり構想を市長に提案することができます。

例) 地区の特性に合った基準・ルールの導入、地区のまちづくりに関する目標、など

【提案に対して、市としての見解を示します】

まちづくり委員会において、提案内容についての意見を聴き、以下の要件に照らした上で、市としての見解を示します。また、まちづくり委員会は、地区まちづくり協議会に対し、提案内容について説明を求めることができます。

- ①構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していると認められること。
- ②構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ③対象となる区域及びその内容が、まちづくり協議会の活動区域及び活動内容に整合していること。
- ④区域の設定が道路、河川、境界線、地名等の地形又は地物、自治会の活動区域に配慮して設定していること。
- ⑤構想の内容について、対象となる区域内に居住する市民等に対して、十分な説明及びアンケートの実施等の意見聴取を行うなど、自主的な合意形成活動を行っていること。
- ⑥その他市長が不適切であると認める内容のものではないこと。



3 テーマ型まちづくり協議会

まちづくりに関する緑の保全、歩行環境、景観の形成、その他任意の分野についての調査、研究、実践等の活動を目的に、テーマ型まちづくり協議会として認定を申請することができます。狛江市まちづくり委員会において、申請内容等について意見を聴いた上で、次の要件に該当する場合、市はテーマ型まちづくり協議会として認定をします。

【テーマ型まちづくり協議会の認定要件】

- ①5名以上の市民等で構成されていること。
- ②活動の目的及び内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
- ③活動の目的及び内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。
- ④その他市長が不適切であると認める活動の内容及び目的ではないこと。

【テーマ型まちづくり協議会として市に認定されると】

- ◇活動に対して支援を受けることができます。
- ◇活動の内容について、広く市民等に説明し、理解を得るよう努めます。
- ◇市長は、必要があると認めるときは、テーマ型まちづくり協議会に対し、活動内容の報告を求めることがあります。
- ◇テーマ型まちづくり協議会の認定期間は、認定の日から4年後の日の年度の末日までとなります（更新することができます）。
- ◇テーマ型まちづくり構想の提案ができます。

【テーマ型まちづくり構想の提案】

テーマ型まちづくり協議会は、その協議会の目的に沿った活動を行い、協議会が主体となり取りまとめた、テーマ型まちづくり構想を市長に提案することができます。

【提案に対して、市としての見解を示します】

まちづくり委員会において、提案内容についての意見を聴き、次の要件に照らした上で、市としての見解を示します。また、まちづくり委員会は、テーマ型まちづくり協議会に対し、提案内容について説明を求めることができます。

- ①構想の内容が、条例第6条に掲げるまちづくりに関する施策等に即していることと認められること。
- ②構想の内容が、特定の者に利害を及ぼすものでないこと。

4 まちづくりへの支援

まちづくりグループ、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会（以下「グループ等」といいます）に対し、市は次のような支援を行います。支援を受けようとするグループ等は、事前に市へ相談の上、申請をしてください。

1 運営費及び活動に要する経費の助成

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
対象経費	調査費、印刷費、通信費等		
助成金額	40,000 円/年	100,000 円/年	50,000 円/年
助成期間	3年	5年	5年

*助成金の額は予算の範囲内で定めるため、変更となる場合があります。

2 まちづくりに関する情報の提供

- 市はグループ等に対して、まちづくりに関する情報を提供します。

3 まちづくりに関する専門家の派遣

- まちづくりに関する専門家の派遣を申請することができます。都市計画、建築、交通、緑地、造園など様々な分野の専門家が市に登録をしています。
- 派遣回数は以下のとおりです。

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
派遣回数	4回/年	4回/年	4回/年

*派遣は1回につき1人となります。

*1回の派遣で2時間程度となります。

5 法定制度等の活用

市長は、地区まちづくり協議会が提案した「地区まちづくり構想」、テーマ型まちづくり協議会が提案した「テーマ型まちづくり構想」が、市のまちづくりに有益である、との見解を示したときは、以下のような手続・施策等に活用するよう努めます。

（例えば）

- ◆地区計画制度 ◆建築協定 ◆地区まちづくり協議会による都市計画の提案
- ◆地区まちづくり計画 ◆その他市のまちづくりに関する施策等

6 その他（用語の定義）

◆市民等

市内に居住する者、市内の土地所有者、借地人又は借家人、市内で事業を営む者、市内在勤者、市内在学者

◆地区

市民等が主体となってまちづくりを推進しようとする一定のまとまりをもった土地の区域

◆条例第6条に掲げる、まちづくりに関する施策等

- ①市の基本構想、基本計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、住宅マスタープラン、福祉基本計画、その他市のまちづくりに関する基本的方針等を定めた計画
- ②都市計画法に規定する地区計画
- ③狛江市まちづくり条例に規定する地区まちづくり計画
- ④狛江市まちづくり指導基準（平成15年規則第44号）
- ⑤その他市のまちづくりに関する計画、報告書、指針及び基準等のうち市長が必要と認めるもの

◆地区計画（根拠法令：都市計画法）

住民が主体となってつくる、建物や道路、公園等に関する地区独自のルール。地区内で行われる建築・開発行為等を地区計画の内容に沿って規制・誘導することで目標とするまちづくりの実現を図ることができます。

★地区まちづくり計画

- ◆地区の土地利用等に関する計画、基準等を定めたもの。市は、地区まちづくり構想の提案に対して、地区まちづくり計画とすることが適当であるとの見解を示したときは、地区まちづくり計画の案を作成し、市民等の意見を踏まえて、地区まちづくり計画として決定します。
- ◆地区の住民や地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を遵守し、その実現に努めます。

◆まちづくりグループ、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会（以下「グループ等」という）の比較表

	まちづくり グループ	地区まちづくり 協議会	テーマ型まちづくり 協議会
形態	登録	認定	認定
期間	3年	5年	5年
地区の 設定	活動内容による	必要	無
市へ提案	できない	できる	できる
構成	5名以上の市民等	10名以上かつ 過半数が地区住民	5名以上の市民等

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

狛江市長 宛て

団体の名称

代表者 住所

氏名

まちづくりグループ登録（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

団体の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域 (活動区域が定められている場合)	

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の活動区域を示す図面（活動区域が定められている場合）
- その他市長が必要と認める書類

狛江市長 宛て

団体の名称
代表者 住所
氏名

地区まちづくり協議会認定（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第14条の規定により、下記のとおり申請します。

記

協議会の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の活動区域を示す図面
- 団体の会則
- その他市長が必要と認める書類

狛江市長 宛て

団体の名称

代表者 住所

氏名

テーマ型まちづくり協議会認定（更新）申請書

狛江市まちづくり条例第 23 条第 1 項の規定により，下記のとおり申請します。

記

協議会の名称	
活動の目的	
主な活動内容	
活動区域	*活動区域を定めている場合

添付書類

- 団体の代表者及び構成員の氏名並びに住所を記載した名簿
- 団体の会則
- 団体の活動区域を示す図面（活動区域を定めている場合）
- その他市長が必要と認める書類